様式第7号の注4の表中

| | |
|---|---|
| 「第２条第１項第28号の２に掲げる無線設備 | ＢＹ」 |

を

| | |
|---|---|
| 「第２条第１項第28号の２に掲げる無線設備 | ＢＹ |
| 第２条第１項第28号の２の２に掲げる無線設備 | ＧＳ」 |

に改める。

**附　則**

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に免許若しくは予備免許を受け、又は免許の申請をしているインマルサット携帯移動地球局のインマルサットＢＧＡＮ型の無線設備の条件については、第二条の規定による改正後の設備規則別表第一号の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

3　この省令の施行の際現に受けているインマルサット携帯移動地球局のインマルサットＢＧＡＮ型の無線設備に係る法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。

## ○法務省令第四十号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条の二第一項、第二十条第二項、第二十一条第二項、第六十一条の九の三第三項（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）附則第十九条第二項において準用する場合を含む。）及び第六十九条の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令の一部を次のように定める。

平成二十四年十月三十日

法務大臣　滝　実

出入国管理及び難民認定法施行規則及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令の一部を改正する省令

（出入国管理及び難民認定法施行規則の一部改正）

**第一条**　出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五十九条の六第二項に次の一号を加える。

三　法第十九条の十第二項（法第十九条の十一第三項、第十九条の十二第二項及び第十九条の十三第四項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により交付される在留カードの受領については、法第十九条の十第一項の規定による届出又は法第十九条の十一第一項若しくは第二項、第十九条の十二第一項若しくは第十九条の十三第一項若しくは第三項の規定による申請があつた日に、当該届出又は申請をした外国人に対し法第十九条の十第二項の規定による在留カードの交付をしない場合であつて、地方入国管理局長において相当と認めるとき。

別記第六号の三様式（裏）の表第13号例の欄中「，ＥＰＡ看護師・介護福祉士」を削り、同様式申請人等作成用２　Ｊ（「芸術」・「文化活動」）21中「活動先」を「勤務先又は活動先」に改め、同24を次のように改める。

24　滞在費支弁方法

(1)支弁方法及び月平均支弁額

□本人負担＿＿＿＿＿＿＿＿円　□在外経費支弁者負担＿＿＿＿＿＿＿＿円

□在日経費支弁者負担＿＿＿＿＿＿＿＿円　□奨学金＿＿＿＿＿＿＿＿円

□その他＿＿＿＿＿＿＿＿円

(2)送金・携行等の別

□外国からの携行＿＿＿＿＿＿＿＿円　□外国からの送金＿＿＿＿＿＿＿＿円

（携行者＿＿＿＿＿＿＿＿　携行時期＿＿＿＿＿＿＿＿）　□その他＿＿＿＿＿＿＿＿円

別記第六号の三様式申請人等作成用２　Ｋ（「宗教」）21中「勤務先又は活動先」を「派遣先」に改め、同様式申請人等作成用２　Ｌ（「報道」・「研究（転勤）」・「企業内転勤」）21中「勤務先」を「勤務先又は活動先」に改め、同様式申請人等作成用２　Ｐ（「留学」）26(1)を次のように改める。

(1)支弁方法及び月平均支弁額

□本人負担＿＿＿＿＿＿＿＿円　□在外経費支弁者負担＿＿＿＿＿＿＿＿円

□在日経費支弁者負担＿＿＿＿＿＿＿＿円　□奨学金＿＿＿＿＿＿＿＿円

□その他＿＿＿＿＿＿＿＿円

別記第六号の三様式申請人等作成用２　Ｐ（「留学」）26(2)を同(3)とし、同(1)の次に次のように加える。

(2)送金・携行等の別

□外国からの携行＿＿＿＿＿＿＿＿円　□外国からの送金＿＿＿＿＿＿＿＿円

（携行者＿＿＿＿＿＿＿＿　携行時期＿＿＿＿＿＿＿＿）　□その他＿＿＿＿＿＿＿＿円

別記第六号の三様式申請人等作成用３　Ｐ（「留学」）26(4)中「地方自治体」を「地方公共団体」に改め、同(4)を同(5)とし、同(3)中「外国からの送金，外国からの携行」を「在外経費支弁者負担」に改め、同(3)を同(4)とし、同様式申請人等作成用２　Ｔ（「日本人の配偶者等」・「永住者の配偶者等」・「定住者」）及び申請人等作成用３　Ｔ（「日本人の配偶者等」・「永住者の配偶者等」・「定住者」）を次のように改める。